森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき 森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、 同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成19年3月9日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、 森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変 更予定の告示(平成19年2月16日付鳥取県告示第140号)の内容 (告示の内容)
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

岩佐 一美	東伯郡三朝町大字上西谷字宮ノ谷 408 の 4
岩佐 訓良	東伯郡三朝町大字上西谷字家ノ奥 414
長田 信英	東伯郡三朝町大字福本字ツムギ6の2
森 正吾	東伯郡三朝町大字福山字曹源寺谷2の7
川北 すゑ	東伯郡三朝町大字福山字久原谷 45 の 4
森 正吾	東伯郡三朝町大字福山字久原谷 46 の 7
小谷 百蔵	東伯郡三朝町大字福山字西谷 117 の 2
山根 周蔵	東伯郡三朝町大字福山字西谷 118
山根はつ子	東伯郡三朝町大字福山字小松谷 203 の 2
"	東伯郡三朝町大字福山字桜ヶ谷 269 の 1
山根 実	東伯郡三朝町大字福山字桜ヶ谷 269 の 3

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 三朝町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課